

# 独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員報酬規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 15 号)  
(平成 15 年 12 月 1 日 規程第 34 号)  
(平成 17 年 10 月 31 日 規程第 67 号)  
(平成 18 年 3 月 10 日 規程第 71 号)  
(平成 19 年 4 月 1 日 規程第 79 号)  
(平成 21 年 6 月 1 日 規程第 105 号)  
(平成 21 年 11 月 1 日 規程第 111 号)  
(平成 21 年 11 月 30 日 規程第 115 号)  
改正  
平成 22 年 11 月 30 日 規定第 144 号

(総則)

第1条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第2条 役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支払)

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給)

第4条 役員の俸給の月額を、次のとおりとする。

- |         |          |
|---------|----------|
| (1) 理事長 | 939,000円 |
| (2) 理事  | 776,000円 |
| (3) 監事  | 701,000円 |

2 役員の俸給の月額は、財務省の独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その役員の業績に応じ、変更することができるものとする。

(地域手当)

第5条 地域手当の月額は、その役員が受けるべき俸給の月額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、その月の月額的全額を毎月20日に支給する。ただし、20日が休日に当たるときは前日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

2 期末手当及び勤勉手当は、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)に支給するものとする。

(日割計算)

第7条 新たに役員になった者には、その日から俸給及び地域手当(以下「俸給等」という。)を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から独立行政法人日本万国博覧会記念機構就業規則(平成15年規程第8号)第19条に規定する休日の日数の合計を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて別に定める。

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員(独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員退職手当支給規程(平成15年10月1日規程第20号。以下「役員退職手当規程」という。)第6条第4項の規定により退職手当を支給しない役員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員の受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項各号に定める割合を乗じて得た額と

する。

- 3 次の各号のいずれかに該当する役員には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
  - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任された役員（同項第1号の規定により解任された役員を除く。）
  - (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解任された役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解任された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
  - (3) 次項において準用する一般職給与法第19条の6第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた役員（当該処分を取り消された役員を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 期末手当の支給の一時差止めの取扱いについては、一般職給与法第19条の6第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と読み替えるものとする。
- 5 役員退職手当規程第6条第1項又は第2項の規定に該当する役員については、基準日以前6か月以内の期間において、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）としての在職期間があるときは、その期間内において国家公務員として在職した期間を第2項の在職期間に算入する。

（勤勉手当）

- 第10条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員（役員退職手当規程第6条第4項の規定により退職手当を支給しない役員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員の受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を勤勉手当基礎額として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、人事院規則9-40（期末手当及び勤勉手当）（以下この条において「人事院規則」という。）別表第2の「勤務期間」を「在職期間」と読み替えた場合に同表で定まる割合を乗じて得た額に、役員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、役員の勤勉手当の総額は、当該役員の勤勉手当基礎額に、一般職給与法第19条の7第2項第1号ロに定める割合（以下「基本割合」という。）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
  - 3 前項の成績率は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内

において、理事長が定めるものとする。ただし、監事の成績率は、第3号に掲げる区分に該当すると認められる特別な事情がある場合に同号に定める割合の範囲内で理事長が定めるものとするほか、基本割合とする。

一 基準日以前6か月以内の期間における勤務成績（以下単に「勤務成績」という。）が優秀な役員 人事院規則第13条第1項第3号イに定める割合（理事長にあっては、同号イに定める事務次官等の割合）

二 勤務成績が良好な役員 人事院規則第13条第1項第3号ロに定める割合

三 勤務成績が良好でない役員 人事院規則第13条第1項第3号ハに定める割合

4 前項第1号に定める成績率によることが困難であると認められる特別な事情がある場合には、同号に定める成績率にかかわらず、理事長が別に定める成績率によることができるものとする。

5 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

6 前条第5項の規定に該当する役員については、その基準日以前6か月以内の期間における国家公務員としての勤務期間を第2項の在職期間に算入する。

（非常勤役員手当）

第11条 非常勤役員の非常勤役員手当の日額は、当該役員の勤務形態等を考慮して理事長が別に定める。

（端数の処理）

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 日本万国博覧会記念協会の役員が、引き続きこの規程の適用を受ける役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、日本万国博覧会記念協会の役員として在職した期間は、この規程の適用を受ける役員として在職した期間とみなす。

附 則 （平成15年の人事院勧告に準拠した俸給等の改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

（平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出される特別手当の額から、次の各号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給、特別調整手当、通勤手当の月額合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に、同月から改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成 15 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する特別手当の額は、改正後の第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される特別手当の額から、次の各号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

(1) 平成 17 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において役員として在籍しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該在籍しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 17 年 6 月に支給された特別手当の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
（俸給の支給に関する経過措置）
- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において、改正前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員報酬規程の適用を受けていた役員には、平成 19 年 9 月 30 日までの間、俸給の月額のほか、切替日の前日において受けていた俸給の月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される役員に関する改正後の第 7 条第 2 項から第 4 項まで及び第 9 条第 2 項の規定の適用については、改正後の第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定中「俸給等」とあるのは「俸給の月額（独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成 18 年規程第 71 号）附則第 2 項の規定による俸給を含む。）及び地域手当」と、改正後の第 9 条第 2 項中「俸給」とあるのは「俸給の月額と独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成 18 年規程第 71 号）附則第 2 項の規定による俸給の額との合計額」と、「の月額に 100 分の 25」とあるのは「に 100 分の 25」とする。
- 4 独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員退職手当支給規程（平成 15 年規程第 20 号）

第4条の規定の適用については、附則第2項の規定による俸給の額は、同条に規定する俸給月額に含まれないものとする。

(削除)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（人事院勧告に準じた改定）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から、次の各号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

(1) 平成21年4月1日（その日の翌日以降に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において当該役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計額に、100分の0.3を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に、100分の0.3を乗じて得た額

附 則

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から、次の各号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日（その日の翌日以降に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において当該役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計額に、100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に、100分の0.28を乗じて得た額